

# 了鳥取県公報

平成18年3月28日(火) 号外第46号

每週火:金曜日発行

#### 目 次

規	則	鳥取県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 (10) (県民室)	. 3
		議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を	
		改正する規則 (11) (福利厚生室)	. 5
		鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
		(12) (住宅政策課)	. 5
		鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則 (13) (労働雇用課)	.14
		鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (14) (耕地課)	.16
		鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則 (15) (管理課)	.17
		鳥取県道路占用規則の一部を改正する規則 (16) (道路企画課)	.18

-----公布された規則のあらまし------

鳥取県情報公開条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県情報公開条例の一部が改正され、第三者の情報を含む公文書の開示の可否に関する訴訟の係属中 に新たに同類の公文書の開示請求が行われた場合には、当該訴訟の判決確定までの間、特例的に開示決定 等の延長を行うことができることとすることに伴い、決定期間特例延長通知書等について所要の改正を行 う。

- 2 規則の概要
  - (1) 決定期間特例延長通知書に記載する開示決定等の期限のほか、関係条文について、所要の規定の整 備を行う。
  - (2) 施行期日は、公布の日とする。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の制定及び監獄法の一部改正に伴い、監獄が刑事施設に改め られることに伴い、休業補償を行わない場合について所要の改正を行う。

刑事施設…主として、懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者、刑事訴訟法の規定により | 勾留される者及び死刑の言渡しを受けて拘置される者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行 う施設

- 2 規則の概要
  - (1) 休業補償を行わない場合を、懲役等の刑の執行のため刑事施設(現行 監獄)等に拘置されている

場合等とする。

(2) 施行期日は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

- 1 規則の改正理由
  - (1) 県営住宅の入居希望が増加していることにかんがみ、優先的に選考して入居させるべき入居者の要件の見直しを行う。
  - (2) 入居者の負担を軽減するため、別の手続により収集している事項について申請書等への添付を不要とする等、県営住宅の入居等に係る手続の見直しを行う。
- 2 規則の概要
  - (1) 公営住宅法施行令の一部改正にかんがみ、優先的に選考して入居させる者のうち、民間賃貸住宅での入居制限の実態がなく優先順位が低い50歳以上60歳未満の者で同居親族がないものを削除するとともに、優先入居者に係る規定の整備を行う。
  - (2) 別の手続により収集している事項、写しをとらなくても現認できる事項等を申請書等の添付書類から削除する等、県営住宅の入居等の手続を改める。
  - (3) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正及び東部総合事務所の設置等県の組織改正に伴う規定の整備を行う。
  - (4) その他所要の規定の整備を行う。
  - (5) 施行期日は、平成18年10月1日に施行する(1)の一部を除き、同年4月1日とする。

# 鳥取県立高等技術専門校規則の一部改正について

- 1 規則の改正理由
  - (1) 県内における求人動向の変化にかんがみ、高等技術専門校において行う訓練の内容及び定員の見直 しを行う。
  - (2) 鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部が改正され、在職者に対して行う短期の職業訓練(以下「在職者訓練」という。)について受講料を徴収することに伴い、受講料の額を規則で定めることとされている高度な技能を習得する訓練及び当該訓練に係る受講料の額を定めるとともに、入校手続の見直しを行う。
- 2 規則の概要
  - (1) 倉吉高等技術専門校の訓練科のうち土木測量科を土木システム科に改めるとともに、同科及び米子高等技術専門校の造園エクステリア科の定員を減員する。
  - (2) 専門校に設置するIT技術者育成科の在職者訓練に係る受講料の額を、1,700円とする。
  - (3) 在職者訓練に係る入校手続を定める。
  - (4) その他所要の規定の整備を行う。
  - (5) 施行期日は、平成18年4月1日とする。

# 鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

平成18年度から施行する畑地帯総合整備事業 (弓浜地区) について、当該事業の施行に係る各年度において徴収する分担金の総額を定める。

- 2 規則の概要
  - (1) 平成18年度から施行する畑地帯総合整備事業 (弓浜地区) について、各年度の分担金の額を、工事費の100分の7.5に相当する額及び事務費の100分の7.5に相当する額の合算額とする。
  - (2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成18年4月1日とする。

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部改正について

1 規則の改正理由

日本道路公団が民営化され、西日本高速道路株式会社等になったことに伴い、鳥取県流水占用料等徴収 条例等に基づく占用料等の減免対象行為について、所要の改正を行う。

- 2 規則の概要
  - (1) 鳥取県流水占用料等徴収条例等に基づく占用料等の減免対象行為について、次のとおり改める。

改 正 前	改正後
日本道路公団が日本道路公団法に規定する業務	西日本高速道路株式会社等が高速道路株式会社
を行うための占用	法に規定する業務を行うための占用
	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
	が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機
	構法に規定する業務を行うための占用

- (2) その他組織改正等に伴う所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等

施行期日は、平成18年4月1日から施行する(2)の一部を除き、公布の日とする。 所要の経過措置を講じる。

鳥取県道路占用規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の制定及び総合事務所等の経由事務の見直しに伴い、所要の改 正を行う。

- 2 規則の概要
  - (1) 道路占用料の減免申請に係る規定を削る。
  - (2) 道路法等に基づいて知事に提出する書類の経由事務に係る規定を削る。
  - (3) その他所要の規定の整備を行う。
  - (4) 施行期日等

施行期日は、公布の日とする。ただし、(2)は、平成18年4月1日とする。 所要の経過措置を講じる。

鳥取県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善

# 鳥取県規則第10号

鳥取県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県情報公開条例施行規則 (平成12年鳥取県規則第8号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後

改正前

(公文書開示決定通知書等)

第3条 略

- 2 略
- 決定期間特例延長通知書 (様式第8号) により行う ものとする。

様式第8号 (第3条関係)

決定期間特例延長通知書

第 묵

樣

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示請 求については、鳥取県情報公開条例第7条第4項 (第5項)の規定により、次のとおり決定期間を延 長しましたので通知します。

年 月 日

職氏名印

略

鳥取県情報公開

条例第7条第4

項 (第5項)を

適用する理由

備考 「残りの公文書について開示決定等をする期 限」欄は、鳥取県情報公開条例第7条第5項の規 定に該当する場合には、「に関する訴訟の 判決が確定した日から起算して15日」と記載する <u>こと。</u>

(公文書開示決定通知書等)

第3条 略

- 2 略
- 3 条例第7条第4項又は第5項の規定による通知は、│3 条例第7条第4項の規定による通知は、決定期間 特例延長通知書 (様式第8号) により行うものとす る。

様式第8号 (第3条関係)

決定期間特例延長通知書

第 묵

樣

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示請 求については、鳥取県情報公開条例第7条第4項の 規定により、次のとおり決定期間を延長しましたの で通知します。

年 月 日

職氏名印

略

鳥取県情報公開

条例第7条第4

項を適用する理

由

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布す る。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県規則第11号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年鳥取県規則第12号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後 改正前

(休業補償を行わない場合)

は、次に掲げる場合とする。

しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設 (少年法 (昭和23年法律第168号) 第56条第3項の規定によ リ少年院において刑を執行する場合における当該 少年院を含む。) に拘置されている場合、労役場 留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場 合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年 法律第286号) 第2条の規定による監置の裁判の 執行のため監置場に留置されている場合

(2) 略

(休業補償を行わない場合)

第6条の3 条例第7条ただし書の規則で定める場合 │第6条の3 条例第7条ただし書の規則で定める場合 は、次に掲げる場合とする。

(1) 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若 (1) 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若 しくは死刑の言渡しを受けて監獄(少年法(昭和 23年法律第168号) 第56条第3項の規定により少 年院において刑を執行する場合における当該少年 院を含む。) に拘置されている場合、労役場留置 の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又 は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律 第286号) 第2条の規定による監置の裁判の執行 のため監置場に留置されている場合

(2) 略

附則

この規則は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成17年法律第50号)の施行の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県規則第12号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和37年鳥取県規則第70号)の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動条等」という。) に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動後条等」 という。) が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在 しない場合には、当該移動条等(以下この条において「削除条等」という。)を削り、移動後条等に対応する 移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等(以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び様式の表示並びに削除条等を除く。以下この条において 「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (条及び様式の表示並びに追加条等 を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分 に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式 (以下この条において「移動様式」という。) に対 応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動後様式」という。) が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合 には、当該移動様式を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後

改正前

#### (入居の申込書等)

#### 第2条 略

添付 (第2号に掲げる書類にあっては提示) しなけ ればならない。

(1)~(6) 略

3~5 略

(優先的に選考して入居させる者の要件)

第3条の2 条例第7条第4項第5号の知事が定める | 第3条の2 条例第7条第4項第5号の知事が定める 要件は、60歳以上の者で同居親族が次の各号のいず れかに該当するもの若しくは同居親族がないもの又 は50歳以上60歳未満の者で同居親族がないものであ ることとする。

(1)及び(2) 略

しくは身体上の障害を有する者

(4) 略

2 条例第7条第4項第6号の知事が定める要件は、 令第6条第1項第2号又は第3号に掲げる者である こととする。

(入居の申込書等)

第2条 略

2 前項第1号の入居申込書には、次に掲げる書類を 2 前項第1号の入居申込書には、次に掲げる書類を 添付しなければならない。

(1)~(6) 略

3~5 略

(優先的に選考して入居させる者の要件)

要件は、60歳以上の者で同居親族が次の各号のいず れかに該当するもの若しくは同居親族がないもの又 は50歳以上60歳未満の者で同居親族がないものであ ることとする。

(1)及び(2) 略

(3) 次項に掲げる者又はこれと同程度の精神上若 (3) 次項各号に掲げる者又はこれらと同程度の精 神上若しくは身体上の障害を有する者

(4) 略

- 2 条例第7条第4項第6号の知事が定める要件は、 次の各号のいずれかに該当する者であることとす
  - (1) 令第6条第1項第2号又は第3号に掲げる者
  - (2) 児童相談所、知的障害者更生相談所又は精神 科の診療に経験を有する医師の判定により、重度 若しくは中度の知的障害者とされた者又はこれと 同程度の精神上の障害を有する者とされた者

#### (連帯保証人)

第6条 略

- 2 略
- 人の連署の免除を受けようとする者は、県営住宅連 帯保証人免除申出書 (様式第7号の3) を知事に提 出しなければならない。

#### (明渡しの期限の延長の申出書)

いて準用する場合を含む。) に規定する明渡しの期 限の延長の申出は、高額所得者明渡期限延長申出書 (様式第27号) にその理由を証明する書類を添付し て知事に提出しなければならない。

#### (書類の提出)

出する書類は、県営住宅の所在地を所管する総合事 務所の長 (八頭郡に所在する県営住宅にあっては東 部総合事務所長、日野郡に所在する県営住宅にあっ ては西部総合事務所長) に提出しなければならない。

#### (管理の代行)

第19条 この規則に定める事務のうち、条例第26条第 1項の規定により市町村に管理を行わせる県営住宅 の事務の範囲は、市町村と協議して定める。この場 合において、当該市町村に行わせることとなる事務 に関するこの規則の規定中「知事」とあるのは「市 町村長」と読み替えるものとする。

#### (権限の委任)

第20条 条例及びこの規則に規定する知事の権限に属 する事務 (条例第26条第2項及び前条の規定により 市町村が行う事務を除く。) は、地方自治法 (昭和 22年法律第67号) 第153条の規定に基づき、別に定 めるところにより、知事の権限に属する事務を処理

#### (連帯保証人)

第6条 略

- 2 略
- 3 条例第9条第2項の規定により請書への連帯保証 3 条例第9条第2項の規定により請書への連帯保証 人の連署の免除を受けようとする者は、県営住宅連 帯保証人免除申出書 (様式第7号の3) に、前項各 号に掲げる者に該当することを証する書類を添付し て知事に提出しなければならない。

#### (明渡しの期限の延長の申出書)

第15条 条例第21条の2第4項(条例第24条の19にお 第14条の2 条例第21条の2第4項(条例第24条の19 において準用する場合を含む。) に規定する明渡し の期限の延長の申出は、高額所得者明渡期限延長申 出書(様式第26号の3)にその理由を証明する書類 を添付して知事に提出しなければならない。

#### (住宅あっせんの申出)

第15条 条例第21条の4に規定する申出は、住宅あっ せん願書 (様式第27号) を知事に提出してしなけれ ばならない。

#### (書類の経由)

第18条 入居者が条例及びこの規則によって知事に提|第18条 入居者が条例及びこの規則によって知事に提 出する書類は、所轄地方県土整備局長又は所轄総合 事務所の県土整備局長 (八頭郡に所在する県営住宅 にあっては鳥取地方県土整備局長、日野郡に所在す る県営住宅にあっては西部総合事務所県土整備局長) を経由しなければならない。

するための組織を構成する機関の長に委任する。

様式第7号 (第5条関係)

収入 詰 書 印紙

職 氏 名 樣

年 月 日付 第 号で入居の決定 を受けた下記県営住宅の入居に当たり、別記諸条項 を堅く遵守し、誠実に履行することをお請けします。 なお、連帯保証人は、この請書による私の一切の 債務についてその債務を負います。

年 月 日

入居者 住所

氏名 (EII)

連帯保証人 住所

**(印)** 氏名

入居者との関係

記

団地第 県営住宅 묵

添付書類 略

別記

1~5 略

6 敷金の還付について

県営住宅を退居しようとする者は、5による 届出のとき県の発行した敷金の領収書を提出し、 敷金の還付の手続を行うこと。ただし、未納の 家賃、駐車場使用料又は損害賠償金があるとき は、敷金の中からこれを控除する。

7及び8 略

様式第10号の6 (第6条の5関係)

収入額認定に対する意見申出書

名 様 職氏

年 月 日付 第 号で通知のあっ た収入の額の認定については、その認定を更正して いただくよう、下記のとおり申し出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

団地第 号 申出者

氏 名

(電話番号 )

記

様式第7号 (第5条関係)

収入 詰 書 印紙

職 氏 名 様

年 月 日付 第 号で入居の決定 を受けた下記県営住宅の入居に当たり、別記諸条項 を堅く遵守し、誠実に履行することをお請けします。

なお、連帯保証人は、この請書による私の一切の 債務についてその債務を負います。

年 月 日

入居者 住所

> 氏名 **(印)**

連帯保証人 住所

氏名 (EII)

入居者との関係

記

県営住宅 団地第 묵

添付書類 略

別記

1~5 略

6 敷金の還付について

県営住宅を退居しようとする者は、5による 届出のとき県の発行した敷金の領収書を提出し、 敷金の還付の手続を行うこと。ただし、未納の 家賃又は損害賠償金があるときは、敷金の中か らこれを控除する。

7及び8 略

様式第10号の6 (第6条の5関係)

収入額認定に対する意見申出書

名 様 職氏

年 月 日付 第 号で通知のあっ た収入の額の認定については、その認定を更正して いただくよう、下記のとおり申し出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

申出者 団地第一号

氏 名

(電話番号 )

添付書類 1 次の場合に応じ、それぞれに掲げる 添付書類 1 次の場合に応じ、それぞれに掲げる 書類

- (1) 略
- (2) 出生、死亡、転出又は転入によ る場合 住民票
- (3)及び(4) 略
- 2 略

様式第11号 (第8条の4関係)

県営住宅家賃等減額 (免除) 申請書

職 氏 名 様

下記のとおり県営住宅の家賃等の減額 (免除)を 受けたいので、申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 団地第 号

駐車区画番号 号

氏 名 即

(電話 )

備考 略

類(収入申告書及びその添付書類と同

ーのときは、添付を要しない。)

2及び3 略

様式第12号 (第8条の4関係)

県営住宅家賃等徴収猶予申請書

職 氏 名 樣

下記のとおり県営住宅の家賃等の徴収の猶予を受 けたいので、申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

団地第 号 申請者

駐車区画番号 号

氏 名

(電話 )

略

書類

- (1) 略
- (2) 出生、死亡、転出、転入、老年 者又は老人扶養による場合 住民票
- (3)及び(4) 略
- 2 略

様式第11号 (第8条の4関係)

県営住宅家賃等減額 (免除) 申請書

職 氏 名 様

下記のとおり県営住宅の家賃等の減額 (免除) を 受けたいので、申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 団地第 号

駐車区画番号 号

氏 名 ⑩ (電話

)

略

備考 略

添付書類 1 入居者及び同居者の収入を証する書 添付書類 1 入居者及び同居者の収入を証する書 類

2 及び3 略

様式第12号 (第8条の4関係)

県営住宅家賃等徴収猶予申請書

職 氏 名 様

下記のとおり県営住宅の家賃等の徴収の猶予を受 けたいので、申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 団地第 号

駐車区画番号 号

氏 名

(電話 )

添付書類 1 入居者及び同居者の収入を証する書 類(収入申告書及びその添付書類と同

一のときは、添付を要しない。)

2 及び3 略

#### 様式第23号 (第14条関係)

# 収入超過者認定通知書

第 믁

団地第 号

あなたの収入は、次のとおり鳥取県営住宅の設置 及び管理に関する条例第19条第1項の規定に基づき 収入超過者として認定したので、同項の規定により 通知します。

このため、あなたは同条例第20条の規定により現 在入居中の県営住宅を明け渡すよう努めなければな りませんが、引き続いて入居する場合は、同条例第 21条第1項に定める家賃を納入していただきますの で御了解ください。

年 月 日

職 氏 名 🗊 略 摘 要 近傍同種家賃 円

## 様式第26条の2 (第14条関係)

収入超過者 (高額所得者) 認定に対する意見申出書 職 氏 名 樣

年 月 日付 第 号で通知のあっ の認定を更正していただくよう、下記のとおり申し 出ます。

> 年 月 日 郵便番号

住 所

申出者 団地第 号 氏 名

> (電話番号 ) 記

略

添付書類 1 次の場合に応じ、それぞれに掲げる 添付書類 1 次の場合に応じ、それぞれに掲げる 書類

添付書類 1 入居者及び同居者の収入を証する書

2 及び3 略

#### 様式第23号 (第14条関係)

収入超過者認定通知書

第 묵

団地第 号

あなたの収入は、次のとおり鳥取県営住宅の設置 及び管理に関する条例第19条第1項の規定に基づき 収入超過者として認定したので、同項の規定により 通知します。

このため、あなたは同条例第20条の規定により現 在入居中の県営住宅を明け渡すよう努めなければな りませんが、引き続いて入居する場合は、同条例第 21条第1項に定める家賃を納入していただきますの で御了解ください。

年 月 日

職 氏 名 🗊 摘 要

## 様式第26条の2 (第14条関係)

略

収入超過者 (高額所得者) 認定に対する意見申出書

職 氏 名 様

年 月 日付 第 号で通知のあっ た収入超過者(高額所得者)の認定については、そ た収入超過者(高額所得者)の認定については、そ の認定を更正していただくよう、下記のとおり申し 出ます。

> 年 月 日 郵便番号 住 所 申出者 団地第 号 氏 名 (電話番号 )

略

書類

- (1) 略
- (2) 出生、死亡、転出又は転入によ る場合 住民票
- (3)及び(4) 略

2 略

様式第27号 (第15条関係) 略

様式第28号 (第16条関係)

県営住宅退居届

職 氏 名 様

ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

申出者 団地第 号

氏 名

(電話番号 )

記

退居年月日	年	月	日	
略				

- (1) 略
- (2) 出生、死亡、転出、転入、老年 者又は老人扶養による場合 住民票
- (3)及び(4) 略

2 略

様式第26号の3 (第14条の2関係) 略

様式第27号 (第15条関係)

住宅あっせん願書

職 氏 名 様

年 月 日付 第 号で収入超過者 の認定を受けましたので、下記のとおり住宅のあっ せんをお願いします。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 団地第 号

氏 名

(電話 )

記

希望地	
希望する住宅の	
程度	
その他希望事項	

様式第28号 (第16条関係)

県営住宅退居届

職 氏 名 様

下記のとおり県営住宅を退居しますので、届け出 下記のとおり県営住宅を退居しますので、届け出 ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

申出者 団地第 号

氏 名

(電話番号 )

退居年月日	年	月	日	
退居理由				
略				

第2条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。 様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

県 営 住 宅 入 居 申 込 書

職氏

次のとおり県営住宅に入居したいので、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により申し込みます。なお、この申込書の 記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。

申込住宅		団均	t	現認書類
	フリガナ			・保険証
申	氏 名			・児童手当受給証
込者	現住所	郵便番号 電話番号		・源泉徴収票
	が江川			・その他
	勤務先	名 称 電話番号		(
	まかずカブし	所 在 地		

単身資格
・50 歳以上
・障害者
・戦傷病者
・原爆被爆者
・生保受給者
・引揚者
・ハンセン病療養所入
所者等

)

													控	余 額				
	フリガナ 氏 名	続柄	生年月日	年齢	所得の 種 類	年間総 収入額	年間総 所得金額	同扶	居養	老人扶養 及び 老人控除 対象配偶者	特扶	定養	老年者	寡婦及 び寡夫	障害者	特別障害 者	控額	除計
		本人			給 年 その他	円	円		円	円		円	円	円	円	円		円
屋					給 与 年 金 その他													
しよう					給 与 年 金 その他													
とする					給 年 金 その他													
る家族					給 与 年 金 その他													
					給 年 金 その他													
別居扶養者					給 与 年 金 その他													
養者					給 年 金 その他													

所得金額計	円	-	控除額計	円	÷	12	=	収入月額	円
-------	---	---	------	---	---	----	---	------	---

住宅に困っている状況 (該当する事項を記入してください。)							
1	他の世帯と共同						
2	部屋が狭い						
3	住宅でない建物に居住	(建物の概要			)		
4	家賃が高額	(月額		円)			
5	結婚後の住居がない	(婚姻の予定	年	月)			
6	離婚後の住居がない						
7	立退きの要求を受けている	(理由			)		
8	勤務場所が遠隔地	( 片道通勤時間	時間	分)			
9	その他 (理由				)		

現る	生住んでいる住宅	
1	民間住宅、社宅	
	(所在地:	)
	(アパート等名称:	)
	(部屋番号:	)
	(貸主氏名:	)
2	両親等と同居	
3	その他 (	)

- 日 年間総収入額等を記載することとなっている表は、入居申込者、同居親族及び別居の扶養者全員について、記入してください。 2 年の中途において、就職又は事業の経営を開始したときは、勤務先又は学校名欄に就職年月日又は事業開始年月日を記入してください。 3 次に掲げる書類を添付((3)に掲げる書類にあっては提示)してください。
- (1) 入居申込者、同居親族等の市町村長又は税務署長の所得証明書
- (2) 入居申込者、同居親族等の住民票の写し(外国籍の人にあっては、外国人登録済証明書)
- (3) 控除額がある場合において、(1) 又は(2) か書類で証明ができないときは、これを証する書類 (4) 条例第4条第1号から第6号までに掲げる事由に係る申込みにあっては、当該事由に該当することを証する書類
- (5) その他知事が必要と認める書類
- 4 申込資格及び提出書類等の詳細については、「鳥取県営住宅入居申込あんない」をお読みください。

第3条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削 る。

改正後

改正前

(優先的に選考して入居させる者の要件)

れかに該当するもの又は同居親族がないものである こととする。

(1)~(4) 略

2 略

様式第1号(第2条関係)

県営住宅入居申込書

職氏 名 様

次のとおり県営住宅に入居したいので、鳥取県営住 宅の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定に 宅の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定に より申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事 実と相違するときは、申込みを無効とされても異議を│実と相違するときは、申込みを無効とされても異議を 申し立てません。

略

年 月  $\Box$ 

略

単身資格

- ・60歳以上
- ・障害者
- ・戦傷病者 ・原爆被爆者
- ・生保受給者
- ・引揚者
- ・ハンセン病療養 所入所者等

(優先的に選考して入居させる者の要件)

第3条の2 条例第7条第4項第5号の知事が定める │ 第3条の2 条例第7条第4項第5号の知事が定める 要件は、60歳以上の者で同居親族が次の各号のいず 要件は、60歳以上の者で同居親族が次の各号のいず れかに該当するもの若しくは同居親族がないもの又 は50歳以上60歳未満の者で同居親族がないものであ ることとする。

(1)~(4) 略

2 略

様式第1号(第2条関係)

県営住宅入居申込書

職氏 名 様

次のとおり県営住宅に入居したいので、鳥取県営住 より申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事 申し立てません。

略

年 月  $\Box$ 

略

単身資格

- ・50歳以上
- ・障害者
- ・戦傷病者
- ・原爆被爆者
- ・生保受給者
- ・引揚者
- ・ハンセン病療養 所入所者等

略

略

÷ 12 = 略

略

略 ÷ 12 = 略

略

略

備考 略

略

略

備考 略

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年10月1日から施行する。

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 博

# 鳥取県規則第13号

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等技術専門校規則 (昭和45年鳥取県規則第6号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項 (以下「移動条項」という。) に対応する同 表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動後条項」という。)が存在する場合に は、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条 項(以下「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (条の表示を除く。以下「改正部分」という。) に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場 合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改 正後部分を加える。

> 改正後 改正前

# (職業訓練の種類等)

第2条 専門校で行う職業訓練の種類、訓練課程及び|第2条 専門校で行う職業訓練の種類、訓練課程及び 訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の 表のとおりとする。

専門校	職業訓	訓練		訓練	訓練
の名称	練の種	課程	訓練科	生定	期間
	類			員	
鳥取県	普通職	普通	コンピュー	20人	1年
立倉吉	業訓練	課程	夕制御科		
高等技			土木システ	<u>15人</u>	1年
術専門			<u> </u>		
校			OAシステ	20人	1年
			ム科		
		短期	建築科	20人	1年
		課程	総合実務科	10人	1年
			I T技術者	10人	60時
			育成科		閰
鳥取県	普通職	略			
立米子	業訓練	短期	造園エクス	<u>10人</u>	1年

# (職業訓練の種類等)

訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の 表のとおりとする。

専門校	職業訓	訓練		訓練	訓練
の名称	練の種	課程	訓練科	生定	期間
	類			員	
鳥取県	普通職	普通	コンピュー	20人	1年
立倉吉	業訓練	課程	夕制御科		
高等技			土木測量科	30人	1年
術専門					
校			OAシステ	20人	1年
			ム科		
		短期	建築科	20人	1年
		課程	総合実務科	10人	1年
鳥取県	普通職	略			
立米子	業訓練	短期	造園エクス	15人	1年

高等技	課程	テリア科		
術専門		IT技術者	<u>10人</u>	60時
校		育成科		間

2 略

#### (入校の許可の申請)

- が必要と認めた書類を添えて、知事に提出しなけれ 知事に提出しなければならない。 ばならない。
- 2 第2条第1項又は第2項の短期課程の普通職業訓 練を受けるため入校しようとする者 (条例第4条第 1項の規定により受講料の納付を要する者に限る。) は、次に掲げる事項を記載した受講申込書を知事に 提出しなければならない。
  - (1) 入校しようとする専門校の名称及び訓練科
  - (2) 入校しようとする者の住所、氏名及び生年月
  - (3) 入校しようとする者が勤務する事業所の名称、 所在地及び従業員数
  - (4) 受講申込書の提出年月日

(入校手続)

第9条 入校を許可された者 (第6条第2項に規定す 第9条 入校を許可された者は、前条の通知を受けた 健康診断書を知事に提出しなければならない。

2 及び3 略

(受講料)

第10条 条例第4条第2項の規則で定める訓練は、I T技術者育成科において行う訓練とし、その受講料 の額は、1時間につき1,700円とする。

\_(受講料の<u>納付)</u>

第11条 受講料は、知事が指定する期日までに一括し て納付しなければならない。

(生徒の寄宿)

第12条 略

(欠席)

第13条 略

高等技	課程	テリア科	
術専門			
校			

2 略

(入校の許可の申請)

第6条 専門校に入校しようとする者 (次項に規定す | 第6条 専門校に入校しようとする者は、入校願書 る者を除く。) は、入校願書(様式第1号)に知事 │ (様式第1号)に知事が必要と認めた書類を添えて、

(入校手続)

<u>る者を除く。)</u>は、前条の通知を受けた日から5日 日から5日以内に保証人が連署した誓約書(様式第 以内に保証人が連署した誓約書(様式第2号)及び 2号)及び健康診断書を知事に提出しなければなら ない。

2 及び3 略

(生徒の寄宿)

第10条 略

(欠席)

第11条 略

(退校) <u>第12条</u> 略
(賞罰) <u>第13条</u> 略
第14条 略
第15条 略

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善博

# 鳥取県規則第14号

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則(昭和45年鳥取県規則第37号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分 を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目を加える。

別表第1 (第2条関係) 別表第1 (第2条関係)
県営土地改良事   各年度の分担金の額   県営土地改良事   各年度の分担金の額   業
略略
2 畑地帯総合 2 畑地帯総合
整備事業整備事業
(1) 略 略 (1) 略 略
(2) 畑地帯 略 (2) 畑地帯 略
総合整備事総合整備事
業 ((3)に 業
掲げるもの
<u>を除く。)</u>
(3) 畑地帯 工事費の100分の7.5に相当す

総合整備事 る額及び事務費の100分の7.5に 業(弓浜地|相当する額の合算額

区)

# 備考

1 この表において、「振興山村」とは山村振興 法 (昭和40年法律第64号) 第7条第1項の規定 により指定された振興山村をいい、「過疎地域」 とは過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年法 律第15号) 第2条第1項に規定する過疎地域を いう。

2~5 略

略

#### 備考

1 この表において、「振興山村」とは山村振興 法 (昭和40年法律第64号) 第7条第1項の規定 により指定された振興山村をいい、「過疎地域」 とは過疎地域活性化特別措置法 (平成2年法律 第15号) 第2条第1項に規定する過疎地域をい う。

2~5 略

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月28日

善 鳥取県知事 片 山 博

# 鳥取県規則第15号

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則(平成17年鳥取県規則第93号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。) に対応す る次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。) が存在 する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、 当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目を次の表の改正後の欄中別表の細目の表 示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後

改正前

(占用料等の減免の申請)

第3条 占用料等条例の規定により占用料等の減免を 第3条 占用料等条例の規定により占用料等の減免を 受けようとする者は、占用料等減免申請書 (別記様 式)を、当該占用料等の減免の権限を地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第153条の規定に基づき知事 から委任された総合事務所長又は鳥取港湾事務所長 に提出しなければならない。

(占用料等の減免の申請)

受けようとする者は、占用料等減免申請書 (別記様 式)を、当該占用料等の減免の権限を地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第153条の規定に基づき知事 から委任された総合事務所長、地方県土整備局長又 は鳥取港湾事務所長に提出しなければならない。

別表	(第	2	条	塱	係)	۱
11:11	· Z	_	//\	ᅜ	I/LN	,

根拠条例	減免対象行為	減免	減額後
		の別	の額
略			
6 流水	(1) 高速道路株式会	略	
占用条	社法 (平成16年法律		
例及び	第99号) 第1条の会		
砂防管	社が同法第5条第1		
理条例	項、第4項及び第5		
	<u>項</u> に規定する業務を		
	行うための占用		
	(2) 独立行政法人日		
	本高速道路保有・債		
	務返済機構が独立行		
政法人日本高速道路			
	保有・債務返済機構		
	法 (平成16年法律第		
	100号) 第12条第 1		
	項に規定する業務を		
	行うための占用		
	(3) 略	•	
略			

別表 (第2条関係)

根拠条例	減免対象行為	減免	減額後
		の別	の額
略			
6 流水	(1) 日本道路公団が	略	
占用条	日本道路公団法 (昭		
例及び	和31年法律第6号)		
砂防管	第19条第1項及び第		
理条例	<u>2 項</u> に規定する業務		
	を行うための占用		
	(2) 略		
略			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正は、平成18年4月1日から施行する。(経過措置)

2 平成17年10月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に、改正前の鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則別表6の項(1)に該当するものとして行われている鳥取県流水占用料等徴収条例(平成12年鳥取県条例第31号)又は鳥取県砂防指定地等管理条例(平成15年鳥取県条例第10号)の規定に基づく占用料又は採取料の減免は、改正後の鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則(以下「改正後規則」という。)別表6の項(1)又は(2)に該当するものとして改正後規則の規定を適用する。

鳥取県道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善博

# 鳥取県規則第16号

鳥取県道路占用規則の一部を改正する規則

鳥取県道路占用規則 (昭和52年鳥取県規則第44号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項 (以下「移動条項」という。) に対応する

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (条及び様式の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」と いう。) を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (条の表示を除く。) に改める。 次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改 正 後	改 正 前
	(占用料の減免の申請) 第10条 鳥取県道路占用料徴収条例(昭和28年10月鳥取県条例第48号)第3条の規定により占用料の減免を受けようとする者は、様式第8号による申請書を知事に提出しなければならない。
(書類の提出部数) 第10条 法第32条第2項の規定により知事に提出する 書類は、2部とする。	(書類の提出部数等) 第11条 法第32条第2項の規定により知事に提出する 書類は2部としなければならない。 2 法第32条第2項又はこの規則の規定により知事に 提出する書類は、所轄地方県土整備局長又は所轄総 合事務所の県土整備局長を経由して提出しなければ ならない。
	様式第8号 (第10条関係) 道路占用料減免申請書 職 氏 名 様
	道路の占用料の減額 (免除) を受けたいので、下記のとおり申請します。
	年 月 日 申請者 郵便番号 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の
	氏名) 電 話 記 許可年月日及 び許可番号
	占用の場所     路線名       国道     号       県道     線

20 平成18年3月28日 火曜日 鳥 取 県 公 報 (号外)第46号

占用の目的	
減額又は免除	
を受けようと	
する理由	
その他	

注 申請者 (申請者が法人である場合は代表者) が氏名を自署する場合には、押印を省略するこ とができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条第2項を削る改正は、平成18年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県道路占用規則の規定に基づき行われている占用料の減免の申請につ いては、なお従前の例による。